

県土整備部関係「施設・公物設置管理の基準」に係る条例の制定について

1 経緯

- ・ 平成21年12月に「地方分権改革推進計画」が閣議決定、「義務付け、枠付けの見直し」の方針が明示
- ・ 「第1次一括法（23年5月）」及び「第2次一括法（同年8月）」が公布され、これまで省令で定められていた道路構造の技術的基準や公営住宅の整備基準等が、各地方公共団体に条例委任されたところ
- ・ 平成25年4月1日までに条例による基準整備が必要

2 対応方針

- ・ 条例で定める内容は、条例に委任された「参酌すべき基準」及び「独自基準」を規定
- ・ 「独自基準」については、一括法案の趣旨（地域の自主性及び自由度の拡大）を踏まえ、本県の持つ特性や地理的条件など地域の実情を考慮
- ・ 次の「3つの視点」から独自基準を規定
 - （1）「安全・安心」の視点
 - （2）「ユニバーサルデザイン」の視点
 - （3）「少子化対策」の視点

3 県土整備部関係で今回条例対象分

法律名	条例委任された基準
都市公園法	・ 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準 ・ 都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準
公営住宅法	・ 公営住宅及び共同施設の整備基準 ・ 公営住宅に入居すべき低額所得者としての入居収入基準
下水道法	・ 流域下水道の構造の技術上の基準 ・ 終末処理場の維持管理に関する基準
道路法	・ 県道の構造の技術的基準 ・ 県道に設ける案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさに係る基準
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	・ 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準 ・ 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準

4 スケジュール

24年 9月 パブリックコメントの実施
24年11月 県議会11月定例会に条例案を提案
25年 4月 条例施行

5 本県条例で定める独自基準について 《3つの視点からの基準》

(1)「安全・安心」の視点

①都市公園の設置（配置・規模）基準

- 本県における都市公園敷地面積の基準を規定
（県民一人当たりの敷地面積の基準を「10㎡以上」）

- 公園施設の設置について、「地震津波からの減災対策等への配慮」を規定

②公営住宅及び共同施設の整備基準

- 屋外階段や備蓄倉庫の整備など「津波対策への配慮」を規定

③道路の構造に関する基準

- 1.5車線の道路整備のための道路区分の明確化
- 歩行者及び自転車の安全な通行のための道路空間の確保を規定
（既存スペース（植樹帯等）を活用した自歩道整備）

(2)「ユニバーサルデザイン」の視点

①特定公園施設の設置に関する基準

- 都市公園における出入口、通路等の公園施設について、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」の基準（努力規定）を義務化

②道路の構造に関する基準

- 歩道等の構造について、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」の基準（努力規定）を義務化

(3)「少子化対策」の視点

①公営住宅の入居収入基準

- 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子育て世帯の対象範囲を「同居者に中学校を卒業するまでの者がいる世帯」に拡大（現行：小学校就学前）
- 「入居対象となる収入基準」及び「障害者世帯・高齢者世帯の対象範囲」については、現行基準を継続